

改 正 後		改 正 前	
広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱		広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱	
(研修の課程及び目的等)		(研修の課程及び目的等)	
第 2 条　研修の課程は、告示に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「重度訪問介護（基礎）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「重度訪問介護（追加）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「重度訪問介護（統合）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「重度訪問介護（行動障害支援）課程」という。）、同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護（一般）課程」という。）、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護（応用）課程」という。）、行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。）、の 9 課程とし、各課程の目的は次の表に掲げるとおりとする。		第 2 条　研修の課程は、告示に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「重度訪問介護（基礎）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「重度訪問介護（追加）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「重度訪問介護（統合）課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「重度訪問介護（行動障害支援）課程」という。）、同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護（一般）課程」という。）、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護（応用）課程」という。）、行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。）、の 9 課程とし、各課程の目的は次の表に掲げるとおりとする。	
課程	目的	課程	目的
居宅介護職員初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的とする。	居宅介護職員初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。	障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護（基礎）課程	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。	重度訪問介護（基礎）課程	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護（追加）課程	重度訪問介護（基礎）課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。	重度訪問介護（追加）課程	重度訪問介護（基礎）課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護（統合）課程	重度訪問介護（基礎）課程、重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚令 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。	重度訪問介護（統合）課程	重度訪問介護（基礎）課程、重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚令 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。
重度訪問介護（行動障害支援）課程	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。	重度訪問介護（行動障害支援）課程	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
同行援護（一般）課程	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的とする。	同行援護（一般）課程	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する <u>一般的な</u> 知識及び技術を習得することを目的とする。
同行援護（応用）課程	<u>サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的とする。</u>	同行援護（応用）課程	<u>同行援護（一般）課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的とする。</u>
行動援護課程	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。	行動援護課程	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

2 各課程の研修期間は、次のとおりとする。

課程	研修期間
居宅介護職員初任者研修課程	原則として8月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、1年6月の範囲内で修了することができるものとする。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	原則として4月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、8月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（基礎）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（追加）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。 また、重度訪問介護（基礎）課程と重度訪問介護（追加）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として、2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（統合）課程	原則として2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（行動障害支援）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。
同行援護（一般）課程	原則として <u>3月</u> 以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、 <u>5月</u> の範囲内で修了することができるものとする。
同行援護（応用）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。 また、同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として、3月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、6月の範囲内で修了することができる。
行動援護課程	原則として2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。

（以下省略）

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年2月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 各課程の研修期間は、次のとおりとする。

課程	研修期間
居宅介護職員初任者研修課程	原則として8月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、1年6月の範囲内で修了することができるものとする。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	原則として4月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、8月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（基礎）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（追加）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。 また、重度訪問介護（基礎）課程と重度訪問介護（追加）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として、2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（統合）課程	原則として2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。
重度訪問介護（行動障害支援）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。
同行援護（一般）課程	原則として <u>2月</u> 以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、 <u>4月</u> の範囲内で修了することができるものとする。
同行援護（応用）課程	原則として1月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、2月の範囲内で修了することができるものとする。 また、同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として、3月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、6月の範囲内で修了することができる。
行動援護課程	原則として2月以内に修了すること。 ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内で修了することができるものとする。

（以下省略）